

森・川・海ごみ削減実践活動支援事業実施要領

第1 趣旨

静岡県河川協会は、新型コロナウイルス感染症の影響で増加しているプラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、清掃活動を行う団体に対し、その活動に要する経費について予算の範囲内において森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付する。

この要領は、その実施について必要な事項を定める。

第2 交付の対象者

森・川・海等において、プラスチックごみ（不織布マスク、食品トレー等）の回収等、清掃活動を行う団体。

第3 交付の条件

- (1) 当該活動に対し、県の支援制度を活用していないこと。
- (2) 清掃活動を行う人数は5人以上とする。
- (3) 補助申請は、一団体につき一回限りとする。

第4 補助の対象及び補助額

- (1) 補助対象
清掃活動に要する経費であって別表に掲げる費用。
- (2) 補助額
(1)に掲げる費用の10分の10以内の額とし、10万円を限度とする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）を添えて静岡県河川協会長（以下、「協会長」という。）に申請するものとする。

第6 補助金の交付決定及び交付決定の条件

第5の規定による申請内容により適当と認められたものに、補助金の交付を決定する。

2 次に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、その理由を記載した書面（様式第3号）により協会長に申請してその承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更（事業費の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を協会長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを実績報告の日から5年間保管しておくこと。

第7 実績報告

補助事業終了の報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して15日以内に事業実績（廃止）報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて協会長に提出するものとする。

(1) 事業実績書（様式第5号）

(2) その他必要な書類

ア 写真（活動前、活動中、活動終了後の写真）

イ 支出経費を証明する領収書写又は支払い証明書、支払い証明書の場合は、領収書を確認することがある。

第8 交付額の確定

協会長は、第7の規定による報告があったときは、当該報告の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

第9 補助金交付の方法

補助金は、第8の規定による補助金の交付額が確定したものに交付する。

ただし、事業を円滑に実行するため特に必要な場合で、事業の執行が確実と認められる場合は概算払いすることができる。

2 概算払いの金額は、補助金額の70%以内とする。（千円未満切捨て）

第10 補助金の請求

補助金の請求は、補助金請求書（様式第6号）又は補助金概算払い請求書（様式第7号）を理事長に提出して行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

別表（第4関係）

補助対象経費

区分	費用の内訳
清掃用具	トンガ、ほうき、ちりとり、軍手、ごみ袋、ごみ回収に使用するかご、これに類する清掃用具、清掃活動と同時に実施する草刈に使用する鎌、これに類する用具（原動機付きのものについては替刃に限る）
水中清掃用具	水に入る清掃で使用する長靴、胴長、防水ズボン等、潜水して行う清掃に使用するシリンダー
ごみ処分費	ごみの運搬費、処理手数料
環境学習器具	清掃活動と同時に実施するプラスチックごみ等の調査学習等に使用する金網、ピンセット、ビーカー等の器具
その他	現地での応急手当用の医薬品・救急用具、感染症予防のための消毒液、参加者の傷害保険、飲み物代（清掃活動中の水分補給を目的とした飲み物代に限る）、渡船等の水上移動の料金（実施場所への移動のため必要最小限のものに限る）